

令和4年度における入湯税の使途について

入湯税は、消防施設等の整備、観光施設の整備及び観光振興などに要する費用に充てるための目的税であり、次に掲げる事業の財源の一部として利用させていただいています。

令和4年度入湯税の額 9,898 千円

(単位:千円)

事業名		事業内容等	事業費	財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国(県)支出金	市 債	その他		うち入湯税
消防施設等の整備	消防施設整備管理事業	消防施設整備工事	17,273	0	15,000	0	2,273	647
		小型動力ポンプ付積載車購入	6,160	0	4,600	0	1,560	444
	小 計		23,433	0	19,600	0	3,833	1,091
観光施設の整備	ロイヤル胎内パークホテル運営事業	施設改修工事	101,136	0	97,100	0	4,036	1,149
	胎内スキー場管理事業	施設改修工事	149,756	0	147,100	0	2,656	756
	クアハウスたいない管理事業	施設改修工事	8,419	0	7,500	0	919	262
	小 計		259,311	0	251,700	0	7,611	2,167
観光振興 (観光施設の整備を除く)	観光振興事業	観光宣伝費(印刷製本費、広告料)	4,126	0	0	0	4,126	1,174
		胎内市観光協会負担金	19,210	0	0	0	19,210	5,466
	小 計		23,336	0	0	0	23,336	6,640
合 計			306,080	0	271,300	0	34,780	9,898